

条 例 見 直 し 調 書

作 成 年 度

平成 21 年度

条 例 名	学校法人の助成に関する条例		
条 例 番 号	昭和 25 年神奈川県条例第 40 号	法 規 集	第 4 編第 3 章
所 管 部 局 室 課	県民部学事振興課		
条 例 の 概 要	私立学校法第59条第1項の規定に基づく私立学校教育の助成に関し必要な事項を定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 (現在でも必要な条例か。)	本条例は、昭和 25 年に、当時の私立学校法第 59 条に基づき、私立学校教育の助成のために必要な規定を定めたものだが、昭和 50 年の私立学校振興助成法の制定とともに私立学校法第 59 条が改正されたため、その根拠を失っている。	
	有効性 (現行の内容で課題が解決できるか。)	本条例に基づく私学助成は行っていない。	
	効率性 (現行の内容で効率的といえるか。)	本条例に基づく私学助成は行っていない。	
	基本方針適合性 (県政の基本的な方針に適合しているか。)	私立学校への助成は、「神奈川力構想」の主要施策 4 (4) 「私立学校教育の振興」に適合している。	
	適法性 (憲法、法令に抵触しないか。)	本条例の根拠となる私立学校法が改正されており、形骸化している。	
	その他		
見 直 し 結 果	改正・廃止の必要はない。	理 由	特 記 事 項
	改正・廃止を検討する。	根拠法令が改正され、現状では、私立学校法及び私立学校振興助成法等を根拠に制定された要綱に基づき私学助成を行っており、本条例の必要性はない。	
次回見直し予定	-	見直し規定の有無	(有) 無